第八十一条の三十四第四項中「第一項」を「第二項」に、「第三百四十九条第三項」を「第三百四十九条第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第二項の」に、「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の三十四第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を削り、「第三百四十九条第三項」を「第三百四十九条第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三百四十九条第三項（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百四十九条第三項に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の三十六第十項中「第三百五十条の四第三項」を「第三百五十条の四第四項」に改め、同条第九項中「書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「第三百五十条の四第三項」を「第三百五十条の四第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項の」を「第五項の」に、「第五項」を「第六項」に、「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の三十六第五項を同条第六項とし、同条第四項中「、令第三百五十条の四第三項」を「、令第三百五十条の四第四項」に改め、同項第一号中「第三百五十条の四第三項」を「第三百五十条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第三百五十条の四第三項に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百五十条の四第三項に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の三十九第四項中「第一項」を「第二項」に、「第三百五十条の九第三項」を「第三百五十条の九第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「同項に規定する書類」を「同項に規定する書類の写し又は住所等変更確認書類の写し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第二項の」に、「第一項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「には、その変更前」を「にはその変更前の氏名又は名称及び住所を含むものとし、第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にはその変更前」に、「含む」を「含むものとする」に、「限る。）の」を「限る。）若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写しの」に改め、「再び第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第一号中「、住所又は個人番号」を「又は住所」に、「個人番号又は法人番号」を「法人番号（その者が個人である場合には、その変更をした後の氏名及び住所）」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　その者の個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名、住所及び個人番号

第八十一条の三十九第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）」を「第三百五十条の九第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第三百五十条の九第三項（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に規定する財務省令で定める書類は、第八十一条の六第二項（貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等）に規定する書類（同項第一号に掲げる書類を除く。）のうち、令第三百五十条の九第三項に規定する個人の変更前の氏名又は住所の記載がある書類とする。

第八十一条の四十第一項中「掲げる書類」の下に「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類」を加え、同条第二項中「第三百五十条の九第三項」を「第三百五十条の九第四項」に改める。

第八十二条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四　第二号の利子等に係る令第三百条第九項（信託財産に係る利子等の課税の特例）又は第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する通知外国所得税の額がある場合には、その金額

五　租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額

第八十三条第一項第一号中「イからハまで及びトからリまで」に改め、同号ロ中「の収益の分配」の下に「（以下この号において「剰余金配当等」という。）」を加え、同号トを同号リとし、同号ニからヘまでを同号ヘからチまでとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　ロの剰余金配当等に係る令第三百条第九項（信託財産に係る利子等の課税の特例）若しくは第三百六条の二第七項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する通知外国所得税の額又は当該剰余金配当等に係る租税特別措置法施行令第四条の九第十四項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）、第四条の十第十項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）若しくは第四条の十一第十項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する通知外国法人税相当額がある場合には、その金額

ホ　租税特別措置法第九条の三の二第一項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する支払の取扱者（以下この項において「支払の取扱者」という。）が同条第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）でロの剰余金配当等に該当するものの交付をする場合において、当該剰余金配当等に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十七項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する控除外国所得税相当額、同条第十八項に規定する控除所得税相当額又は同条第二十六項に規定する通知外国法人税相当額があるときは、その金額

第八十三条第一項第二号トを同号リとし、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号チ」に改め、同号ヘを同号チとし、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　ロの収益の分配に係る令第三百条第九項又は第三百六条の二第七項に規定する通知外国所得税の額がある場合には、その金額

ホ　支払の取扱者が上場株式等の配当等でロの収益の分配に該当するものの交付をする場合において、当該収益の分配に係る租税特別措置法施行令第四条の六の二第十七項に規定する控除外国所得税相当額又は同条第十八項に規定する控除所得税相当額があるときは、その金額